

※書類提出時の注意事項

- ①書類は、そろえて書面（原本）で提出ください。（記載いただく書類は、押印もしくは自署が必須）
- ②フリクションペン（消せるペン）を使用しないでください

【家族を健康保険扶養から外すとき】 **必要書類をそろえて**から速やかに提出してください。

	提出書類	書類入手先
全員提出（必須書類）	被扶養者異動届 （リンク先の手続きタグよりファイルをご確認ください）	オムロン健保HP
添付書類	就業先の健康保険に加入したことがわかる以下 a~c のいずれかの写し （健康保険の記号・番号、資格取得日、保険者番号、氏名を確認できることが要件） a. 資格情報のお知らせ b. 資格確認書 c. マイナポータルの「医療保険の資格情報」（マイナポータルにログイン→健康保険証を選択「資格情報をPDFで保存」を印刷）	a.b 被扶養者の勤務先 c マイナポータル
	失業給付を受給するために扶養から外すとき 基本月額3,612円以上（被扶養者の年齢が60歳以上の場合は、5,000円以上）	雇用保険受給資格者証 表・裏面（写し）
返却物	オムロン健保の資格確認書（有効期限内）を持っている	資格確認書（A4：紙） ※資格確認書の期限切れのものは、返却不要
	オムロン健保の限度額適用認定証、高齢受給者証を持っている	限度額適用認定証、高齢受給者証
紛失	オムロン健保の資格確認書（有効期限内）を紛失・き損した	資格確認書紛失届 ※き損した資格確認書をお持ちの方は、紛失届とあわせて返却してください

※扶養から外す理由が「失業保険の受給」や「被扶養者の収入が扶養範囲を超えるとき」の場合は、健康保険被扶養者削除証明書が発行されますので喪失後の健康保険（国民健康保険）加入手続き時にご利用ください

※提出先は、健保HP「家族が増えた・減ったとき」の「提出先1」をご確認ください。

※ご参考（被保険者が在職者の場合（任意継続保険、特例退職保険の方は対象外））

<国民年金第3号被保険者手続き>20歳以上60歳未満の配偶者は、健康保険の書類と合わせて提出が必要です

提出書類	備考	書類入手先
国民年金第3号被保険者関係届（非該当届） ※基礎年金番号を記入ください	記入例は こちら 帳票には個人番号（マイナンバー）を記入しないでください	日本年金機構HP

【家族を健康保険扶養に追加するとき】 **必要書類をそろえてから速やかに提出してください**

[（ご参考リンク）オムロン健保HP「健康保険に加入する人」](#)

	提出書類（必須）	書類入手先
全員提出	被扶養者異動届 （リンク先の手続きタグよりファイルをご確認ください）	オムロン健保HP
扶養申請対象者が 子供 の場合	子供用被扶養者現況届 兼 同意書	
扶養申請対象者が 子供以外 の場合	被扶養者現況届（子供以外）	

扶養申請対象者が以下（１）～（６）の状況に該当する場合は、それぞれの添付資料を提出してください（次のページもご確認ください）

※「扶養申請対象者」＝健康保険の扶養に入れたい家族

（１）扶養申請対象者は収入なし、または離職が１年以上前	添付書類	書類入手先
扶養申請対象者が18歳以上の場合	所得証明書/非課税証明書原本（発行日付が3か月以内のもの）	18歳未満は提出不要 市区町村役場

（２）扶養申請対象者は１年以内に離職した （雇用条件の変更により社会保険を外れ扶養内で継続して働く場合も同じ）		添付書類	書類入手先
必須書類		所得証明書/非課税証明書原本（発行日付が3か月以内のもの）	市区町村役場
1年以内に離職した場合の必須書類		失業等給付の受給及び離職票等の提出に伴う承諾書 就業先の健康保険の資格を喪失したことがわかる、以下のいずれかの書類 a.健康保険資格喪失証明書（写し） b.マイナポータルの「医療保険の資格情報」画面（写し）（有効終了日、氏名、生年月日、保険者名があること） （マイナポータルにログインー健康保険証を選択「資格情報をPDFで保存」を印刷）	オムロン健保HP 喪失証明書：以前の健康保険組合
追加書類	失業給付を受給しない	離職票１、２（写し）	離職票１、２：勤務先 受給資格者証：ハローワーク 延長通知書：ハローワーク 退職証明書：前勤務先
	失業給付を受給する	雇用保険受給資格者証 表・裏面（写し）	
	失業給付を受給延長する	離職票１、２、延長通知書（写し）	
	失業給付の受給資格なし（雇用保険の加入期間が足りない等）	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）	
失業給付を受給終了した		雇用保険受給資格者証 表・裏面（写し）	
雇用保険未加入である		退職証明書 ※退職日、離職日等の記述があるもの	

（３）扶養申請対象者は収入がある（18歳以上のみ）		添付書類	書類入手先
給与収入のみ	【１】 雇用契約書等に時給・労働時間・日数・交通費・賞与など、年間収入見込みが計算できるすべての数値（注１）が記載されている （注１）賞金、給料、手当、賞与その他の名称の如何に問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うすべてをいう（労働基準法第11条）	下記の書類 ①雇用契約書・労働契約書・労働条件通知書のいずれか（写し） ※所得証明書は不要	年間収入が健康保険の被扶養者の収入基準額未満であること （オムロン健保HPをご確認ください） ＜年間収入計算の基本形＞ 時給(x)×労働時間(y)×年間日数(z)＋α＝年間収入 ※αは交通費、諸手当など ※残業、賞与は金額が明確であれば年間収入に含める
	【２】 上記【１】の数値の記載がない、または数値が不足している （例）シフト制（労働時間(y)年間日数(z)が見込めない）、契約1年未満、時間・日数に幅がある、交通費等諸手当金額が明確でない、など	下記すべての書類 ①所得証明書/非課税証明書原本（発行日付が3か月以内のもの） ②雇用証明書 ※アルバイト・勤務先にて証明を受けてください 提出後の記載間違い・再提出は認めませんので、ご注意ください	
給与以外の収入あり	必須書類	所得証明書/非課税証明書原本（発行日付が3か月以内のもの）	市区町村役場
	自営業者である	直近の確定申告書（写し）、収支内訳書または青色申告書（写し） 税務署の受付印または日付の電子刻印があること！	税務署
	株式、利子、不動産収入等がある	直近の確定申告書（写し）、年間取引報告書（写し）などこれに準ずる資料 税務署の受付印または日付の電子刻印があること！	
	公的年金、企業年金、個人年金等を受給している（または受給予定）	直近の年金振込通知書や年金改定通知書、または振込額が記載された通帳（写し）	日本年金機構、企業年金基金等
	出産手当金または傷病手当金を受給している	給付記録の回答書（出産手当金用） または 給付記録の回答書（傷病手当金用）	オムロン健保HP

次のページへ続く

(4) 扶養申請対象者と別居している	添付書類	書類入手先
学生で下宿中	学生証または在学証明書（写し）	本人（被保険者）の単身赴任による別居の場合は提出不要 通学中の学校
学生以外	送金状況がわかる証明書類（写し）（通帳やATM明細など）	

(5) 扶養申請対象者が外国人である	添付書類	書類入手先
必須書類	住民票原本もしくは、在留カード（写し）	市区町村役場

【扶養認定対象者が子供の場合のみ】（6）に該当する場合は、本人と配偶者それぞれの収入書類を提出してください

(6) 夫婦共働きにおいて子供を扶養に入れたい場合 (配偶者が当健保の被扶養者でない場合)	添付書類	書類入手先
	該当月：1～5月（転籍の場合は、転籍月）	該当月：6～12月（転籍の場合は、転籍月）
本人（被保険者）の提出書類	下記すべての書類 ①前年の源泉徴収票（写し） ②オムロン給与以外に収入がある場合は証明となる書類	下記すべての書類 ①所得証明書/非課税証明書原本（3か月以内に発行されたもの） ②オムロン給与以外に収入がある場合は証明となる書類
配偶者の提出書類	給与所得者 下記すべての書類 ①前年の源泉徴収票（写し） ②直近3か月分の給与明細＋直近1回分の賞与明細 ③給与以外に収入（年金含む）がある場合は証明となる書類 例：老齢厚生年金振込通知書（発行元：日本年金機構）等	下記すべての書類 ①所得証明書/非課税証明書原本（3か月以内に発行されたもの） ②直近3か月分の給与明細＋直近1回分の賞与明細 ③給与以外に収入（年金含む）がある場合は証明となる書類 例：老齢厚生年金振込通知書（発行元：日本年金機構）等
	自営業者 下記すべての書類 ①所得証明書/非課税証明書原本（3か月以内に発行されたもの） ②直近2年分の「確定申告書類」一式（写し）（収支内訳書もしくは青色申告決算書を含む）	①市区町村役場 ②税務署
備考	※該当月6月初旬の方で、今年度（昨年所得）の所得証明書が提出できない場合、前年の源泉徴収票に不可理由を記載し提出ください	

※認定時の注意事項

- * 扶養認定に必要な上記資料以外に、提出書類や被保険者・扶養者の状況により追加資料を求めることがあります、審査に時間を要する場合があります。
- * 役所で発行される「所得証明書」または「非課税証明書」は、6月更新につき、1～5月に求める場合は前々年の所得が表示されます。そのため、届出される時期により証明書類が異なる場合があります。

※提出先は、健保HP「家族が増えた・減ったとき」の「提出先1」をご確認ください。

※ご参考（被保険者が60歳未満かつ在職の場合（任意継続保険、特例退職保険の方は対象外）
<国民年金第3号被保険者手続き>20歳以上60歳未満の配偶者は、健康保険の書類と合わせて提出が必要です

	提出書類	備考	書類入手先
基本帳票（必須書類）	国民年金第3号被保険者関係届（該当届） ※基礎年金番号を記入ください 年金手帳（写し）	記入例はこちら 帳票には個人番号（マイナンバー）を記入しないでください	日本年金機構HP
外国籍の配偶者の添付書類	国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届	記入例はこちら 帳票には個人番号（マイナンバー）を記入しないでください	日本年金機構HP
婚姻した場合の添付書類	婚姻届受理証明書または戸籍謄本（写し）		市区町村役場